

答申個第54号

平成28年6月22日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年4月10日付け西地第11号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

異議申立人宛て京都市の見解文書ほか1件の不存在による非開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第76号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成27年1月28日に、実施機関の西京区役所地域力推進室（以下「地域力推進室」という。）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下の文書（以下「本件文書」という。）の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

ア H25/11/18付京都市の見解は虚偽文書です。ついては京都市の見解を情報公開して下さい。虚偽，捏造，誤魔化し，詭弁，隠蔽，作文，揚げ足取り，改ざん，時系列の誤魔化し，事実の改ざん（捏造），どちらでも取れる文章（どちらかが不必要な文章），等々あれば情報公開して下さい。

イ H24/秋～冬に作成の市長名の回答は（真実に近い）回答案と食い違いがあります。ついては市長名の虚偽回答を公開して下さい。

加えて上記アとイは食い違いがあります。日本ではどちらかが※虚偽（捏造）といます。

- (2) 実施機関は、本件文書を作成又は取得していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成27年2月10日付けで異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成27年4月10日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

理由説明書によると、実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立てに係る文書について

ア 本件請求アの文書について

異議申立人は、行財政局コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」と

いう。)及び地域力推進室が連名で発出したH25/11/18付け市長名の文書(以下「本件公文書1」という。)について、異議申立人の主観的な評価(捏造、虚偽の文書である等)を加えて請求しているものである。

イ 本件請求イの文書について

請求内容の「H24/秋～冬に作成の市長名の回答」については、異議申立人は、市長への手紙に対する回答(平成24年10月18日付け、平成24年11月21日付け及び平成24年12月26日付け文書)(以下「本件公文書2」という。)を意図して請求していると考えられる。異議申立人は、これらの市長への手紙に対する回答について、異議申立人の主観的な評価(虚偽・捏造)を加えて請求しているものである。

(2) 本件文書を不存在による非開示としている理由について

ア 本件公文書1については、コンプライアンス推進室において、本件請求に先立つ平成26年5月14日の異議申立人による別の開示請求に対して、同年6月4日に既に開示している。このほかにも、以下の表のとおりコンプライアンス推進室において、何度も同文書の開示を行っている。

請求日	通知日	開示日
平成26年5月14日	平成26年5月28日	平成26年6月4日
平成26年10月17日	平成26年11月7日	平成26年11月19日及び 平成27年1月7日
平成26年10月21日	平成26年11月11日	平成26年11月19日及び 平成27年1月7日
平成26年11月12日	平成26年11月28日	平成26年12月3日
平成26年11月26日	平成26年12月16日	平成27年2月4日
平成26年12月8日	平成26年12月26日	平成27年2月4日

また、本件公文書2については、地域力推進室において、地域力推進室に保存されている文書全てとの平成26年10月22日の異議申立人による開示請求に対して、同年11月12日に既に開示している。

イ 本件請求は、これらの文書が異議申立人の主観的な評価である「虚偽又は捏造等」文書であるとの主張を実施機関に認めさせるものであると言わざるを得ず、権利の濫用に当たるものであるため、実施機関は対象公文書を開示する義務はない。

(3) 以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

H25.11.18付京都市の見解は虚偽文書なので下さい。コンプラが何回開示してもコンプラの自由です。西京総務も開示して下さい。

H24.秋の市長名の回答は、虚偽が書いてあります。強要罪になり得ないのに、「強要罪になるように作文してあります。「強要罪なる」と発言したを次のように文章を追記して改ざんした。「強要罪なる」+「可能性がある」H24.10.18最終回答案

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件請求アにおいて、異議申立人は平成25年11月18日と日付を指定しており、その日付は本件公文書1に対応している。異議申立人は上記4(2)アのとおり繰り返し本件公文書1の開示を受けていると認められる。

また、本件請求イにおいて、異議申立人は平成24年秋から冬と作成時期を限定したうえで、「市長名の回答」を請求しており、その時期及び内容は本件公文書2に対応している。異議申立人は上記4(2)アのとおり既に本件公文書2の開示を受けていると認められる。

(2) 本件処分について

異議申立人は、平成25年度以後多数の個人情報開示請求及び異議申立てを繰り返しており、その中には、実施機関から既に開示を受けた文書や実施機関から受領した文書について、「修飾語」を付けたうえで、あるいは「修飾語」を付けず、何度も繰り返し請求を行っている例が多数見受けられる。このような状況の下、当審査会は、平成27年3月23日付け答申個第26号において、異議申立人の「修飾語」は文書の特定にとって必要な文書内容を説明するためのものではなく、請求する公文書を日付等で特定したうえで異議申立人の当該文書に対する主観的評価を加えているものであり、実施機関に開示決定を行わせることで当該文書が異議申立人の主観的評価である「修飾語」に該当する文書であると認めさせたいというものであると推認でき、異議申立人の主張を実施機関に認めさせることを目的としていると言わざるを得ないと判断した。

実施機関は、本件請求以前に、異議申立人からの個人情報開示請求に対し、本件公文書を複数回開示していることが認められる。

本件請求は、いずれも、異議申立人が以前の請求により既に取得済みである文書に対して、平成25年11月18日付け文書と日付を特定したうえで、あるいは、平成24年秋から冬に作成と作成時期を限定したうえで、異議申立人の主張する「虚偽」等の様々な「修飾語」を付して請求しているものであり、上記答申個第26号で判断した請求と同様に、個人情報開示請求権の趣旨から著しく乖離するものであるため、権利の濫用に当たり、実施機関は対象公文書を開示する義務はなく、結果として本件処分は妥当なものであると認められる。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年4月10日 諮問（諮問個第76号）

5月 8日 実施機関からの理由説明書の提出

6月10日 異議申立人の意見書の提出

平成28年2月26日 審議（平成27年度第11回会議）

3月24日 審議（平成27年度第12回会議）

5月25日 審議（平成28年度第1回会議）

6月22日 審議（平成28年度第2回会議）

※ 実施機関の理由説明は、審査会が必要がないと認め実施しなかった。

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）